

令和4年度中に答申のあった行政文書開示請求に係る不服申立てのうち、決定・裁決までに90日を超えたもの

不服申立書 受付年月日	不服申立案件	原決定	担当課名	答申	決定・裁決	答申～ 決定、 日数	90日経過理由
R1.12.10	令和元年12月10日付けで提起された、令和元年11月26日付け障事第1084号で行った行政文書開示決定に係る審査請求	部分開示	健康福祉部 障害福祉事業課	R4.11.22	R5.4.28	157	裁決書の作成等に時間を要したため。